

消費税率変更にもなう 手数料変更のお知らせ

この度、令和 元年10月1日からの消費税法一部改正により、消費税が10%に引き上げられることになりました。

これにもなない、当信用組合では、各種サービス等消費税が課税される手数料等につきましても増税分を反映させていただきまうので、何卒ご理解を賜りますようお願ひ申し上げます。

詳しくは、当信用組合の本支店窓口へお問い合わせください。

パンフレットや商品説明書きなど8%での金額表示がある物については、10月1日以降は10%に読み替え戴くよう併せてお願ひいたします。

